

高知県公報

発行
高知県
丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○保安林の解除 (森林整備課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (")	1
公 告	
○公印の新調 (県政情報課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○告示（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の訂正	2
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定	3

告 示

高知県告示第420号
次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成16年6月8日
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡安田町唐浜字西浜松2763の6
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第421号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成16年6月8日

- 高知県知事 橋本 大二郎
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐清水市上野字島ノ内山・三崎字十八川山・鍵掛字五郎谷山・字五郎畑山・字南平山・字奥谷山・久百々字上勝馬小屋・字猿辻山・宗呂字盛山・字丸尾山・字ウツオノ川・字堂ヶ藪山・字赤松山・字立石山・字千代ヶ谷山・字竹山・字市宇原山・字小藤山・字アカズエ・字オクリ・字北鳥越・字コ

ウダンダバ・字鳥越・字奥川山・字小平山・字下竹山・字ナバトコ山・字柿山・字南太四良・有永字岩井山・字岩井谷山・字ハヶ森・字中岩井・字杉谷・字ヒジリ奥・字イデノ谷・字下モ今山・字上ミ今山・字小桧曽山・字洗場山・字上岩井越山・字下岩井越山・宿毛市橋上町楠山字鉢ヶ森山・字松尾山・字地藏山・字下藤山・字天皇山・字山皇原山・字奥下藤山・字峯屋舗山・字中森奥藤山・字払越山・字ホツキウ山・字笹平山・橋上町出井字古屋郷・字笹平山・平田町戸内字下野向山・字久才川山・字大潰ノ川・字榎郷山・山奈町山田字下大物川山・字中大物川山・字上大物川山・字イデガ谷山、幡多郡三原村広野字鳥屋尾山・字葛掛山・宮ノ川字貝ヶ森熊越山・字栗畑山・字土居峰山・柚ノ木字小本山・字栗畑山・亀ノ川字本覚山・大月町春遠字堂ノ岡山・字竹ヶ谷山・字中尾山・姫ノ井字足藪山・安芸市別役字樋ノ谷山・字大除平瀬山・字八家谷榎山・字汗谷向山・字大日裏大森山・字綱付・字姥ヶ谷・字久々場山・島字高野山・字横荒山・字桃ノ木山・字小股山・字横野山・字悪谷浅木ヶ谷山・字宝蔵已屋続山・古井字西ノ川山・字揚ヶ谷山・字加勝山・字美舞谷山・字仙谷山・大井字下久保山・安芸郡北川村弘瀬字蛇谷山・字野根山大道北山・菅ノ上字後口山・字頭向元瀬戸ヶ谷山・字日ノ地山・字笹谷山・竹屋敷字瀬戸ヶ谷山・久木字平瀬山・字大谷山・字中尾山・字釈迦ヶ生郷山・馬路村魚梁瀬字南亀谷山・字北亀谷山・字影地山・字小屋敷山・字汗谷山・字汗谷新山・字尾続山・字谷山北平山・字和田山・字一ノ谷山・字千本山・字赤度山・字宝蔵山・字宝蔵続山・字西又東又山（以上123字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

土佐清水市上野字島ノ内山・三崎字十八川山・鍵掛字五郎谷山・字五郎畑山・字南平山・字奥谷山・久百々字上勝馬小屋・字猿辻山・宗呂字盛山・字ウツオノ川・字堂ヶ藪山・字赤松山・字立石山・字千代ヶ谷山・字竹山・字アカズエ・字鳥越・字奥川山・字小平山・字下竹山・字柿山・有永字岩井谷山・字ハヶ森・字中岩井・字杉谷・字上ミ今山・字洗場山・宿毛市橋上町楠山字鉢ヶ森山・字松尾山・字地藏山・字下藤山・字天皇山・字山皇原山・字奥下藤山・字峯屋舗山・字中森奥藤山・字払越山・字ホツキウ山・字笹平山・橋上町出井字古屋郷・平田町戸内字下野向山・字久才川山・字大潰ノ川・字榎郷山・山奈町山田字下大物川山・字中大物川山・字上大物川山・字イデガ谷山・幡多郡三原村広野字鳥屋尾山・字葛掛山・宮ノ川字貝ヶ森熊越山・字栗畑山・字土居峰山・柚ノ木

字小本山・字栗畑山・亀ノ川字本覚山・大月町春遠字堂ノ岡山・字竹ヶ谷山・字中尾山・安芸市別役字樋ノ谷山・字大除平瀬山・字八家谷榎山・字大日裏大森山・字綱付・字姥ヶ谷・字久々場山・島字横荒山・字桃ノ木山・字小股山・字横野山・字悪谷浅木ヶ谷山・字宝蔵已屋続山・古井字西ノ川山・字揚ヶ谷山・字加勝山・字美舞谷山・字仙谷山・大井字下久保山・安芸郡北川村弘瀬字蛇谷山・菅ノ上字後口山・字頭向元瀬戸ヶ谷山・字日ノ地山・字笹谷山・竹屋敷字瀬戸ヶ谷山・久木字平瀬山・字大谷山・字中尾山・字釈迦ヶ生郷山・馬路村魚梁瀬字南亀谷山・字北亀谷山・字影地山・字小屋敷山・字汗谷山・字汗谷新山・字尾続山・字谷山北平山・字和田山・字一ノ谷山・字千本山・字赤度山・字宝蔵山・字宝蔵続山・字西又東又山（以上103字について次の図に示す部分に限る。）
(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

本年収入額 2,163,217円

2	支 出 総 額	2,163,217円
3	収 入 の 内 訳	
	寄 附	950,000円
	個 人 分	450,000円
	政 治 団 体 分	500,000円
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	
		1,157,980円
	中面哲県政報告会	1,025,480円
	中面哲大月町後援会懇親会	132,500円
	借 入 金	55,237円
	中 面 哲	55,237円
	合 計	2,163,217円
	[寄附の内訳]	
	個 人 分	
	(寄附者の氏名)	(金 額) (住 所)
	中 面 哲	450,000円 宿毛市
	政 治 団 体 分	
	(寄附者の名称)	(金 額) 〔事務所の所在地〕
	自由民主党高知	
	県第三選挙区支部	500,000円 須崎市
4	支出の内訳	
	通 常 経 費	1,005,237円
	人 件 費	361,000円
	光 熱 水 費	5,272円
	備品・消耗品費	120,965円
	事 務 所 費	518,000円
	政 治 活 動 費	1,157,980円
	機関紙誌の発行その他の事業費	1,157,980円
	政治資金パーティー開催事業費	1,157,980円
	合 計	2,163,217円

に訂正する。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、
収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
平成16年6月8日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
南国市
- 2 事業の種類
高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線及び3・5・55号篠原八幡線）

- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
南国市大埴地内

字	地 番	地 目		地 積		裁決手続 の開始を 決定した 土地の面 積
		土地 登記 簿	現況	土地登記 簿	実 測	
寺分	甲2302 番 1	宅地	宅地	389.95㎡	389.54㎡	162.60㎡

- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）
- 4 土地所有者の住所及び氏名
南国市大埴甲2236番地 川端 藤恵
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
南国市大埴甲2236番地 川端 宗喜 土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成16年5月26日